

健康保険等の加入確認書類等について（お知らせ）

兵庫県建設業室 令和2年10月

建設業法の改正により適切な健康保険等の加入が令和2年10月より建設業許可の要件のひとつとして省令で定められました。また、平成24年11月1日より、下記のとおり建設業許可申請の際に、「健康保険等の加入状況（様式第七号の三）」の提出が必要となったことに伴い、健康保険等の加入状況に係る確認書類の提出を1(3)により求めています。

記

1 建設業の許可申請書の添付書類「健康保険等の加入状況」

建設業許可（新規・追加・更新）の申請時に、保険加入状況の確認等を行うため、健康保険・厚生年金保険・雇用保険への加入状況を記載した書面及び確認書類の提出が必要です。

(1) 施行時期

平成24年11月1日

※平成24年11月1日以降の新規許可、更新、許可換え新規、般・特新規、業種追加申請、経営事項審査

(2) 様式

様式七号の三（第三条、第七条の二関係）「健康保険等の加入状況」

(3) 確認書類

① 健康保険及び厚生年金の加入状況の確認書類については、下記のいずれかを提出してください。

- ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書」の写し
- ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「納入証明（確認）書」の原本
- ・申請時直前の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し

(注) 適用事業所（法人及び従業員が常時5人以上の個人事業主）であって、健康保険について全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険（建設国保）等に加入の場合は、健康保険については「適用除外」とし、健康保険の被保険者となるべき者の国民健康保険の被保険者証の写し、又は加入証明書の原本が必要です。

② 雇用保険の加入状況の確認書類については、下記の書類を提出してください。

- ・申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

③ 医療保険被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、個人情報保護の観点から健康保険事業等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の運用が令和2年10月から開始されます。ついては、今後、確認書面として被保険者証（写し）を提出する際には、申請者において被保険者記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すようお願いいたします。

※「適用事業所」とは、健康保険・厚生年金保険は法人の事業所（営業所）及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所（営業所）をいい、雇用保険にあつては労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）をいいます。